

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 (二二二)

○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (二二三)

〔省 令〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令 (文部科学二五)

〔告 示〕

○平成二十八年熊本地震による災害に
関し、特定非常災害の被害者の権利
利益の保全等を図るための特別措置
に関する法律第三条第二項の規定に
基づき、同条第一項の特定権利利益
に係る満了日を延長する措置につい
て定める件 (国家公安委一五)

本号で公布された
法令のあらまし

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 (政令第二二二号) (文部科学省)

1 平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定めることとした。
(附則第一条の三関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (政令第二二三号) (内閣府本府)

1 平成二十八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定することとした。(第一条関係)

2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。(第二条関係)

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

(四) 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

政令第二百二十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (平成十四年法律第百六十二号) 第十七条第三項及び第五項 (これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 (平成十五年政令第三百六十九号) の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の次に次の一条を加える。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

附則第五條第三項中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

御 名 御 璽

文部科学大臣 馳 浩
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉